

# 市町村職員向け 通信研修モデルの取りまとめについて

TAC株式会社

知の世紀を拓く

**TAC**

# 目次(P)

---

- 01 研修ツールの成果物一覧 ..... 3
- 02 基礎編（制度編） ..... 4
- 03 逐条解説テキスト ..... 5
- 04 実務編 ..... 6
- 05 研修受講のイメージ ..... 7

# 1 研修ツールの成果物一覧

	初任者が制度の概要を学ぶ研修	国民年金の基本的な制度知識を学ぶ研修			業務支援ツールの掲載内容を学ぶ研修	業務支援ツールを活用し基本的なケースの対応を学ぶ研修		
	基礎編（制度編）				実務編			
適用免除	加入喪失各種変更	ダイジェスト (1)	2.被保険者	3.資格取得・喪失	4.被保険者機関・届出	1.使い方	1.ケース	
	免除納付猶予		5.保険料・免除 (1)	5.保険料・免除 (2)			2.ケース	
給付	老齢基礎年金	ダイジェスト (2)	6.老齢基礎年金 (1)	6.老齢基礎年金 (2)	7.障害基礎年金 (3)	3.使い方	3.ケース	
	障害基礎年金		7.障害基礎年金 (1)	7.障害基礎年金 (2)			4.使い方	
	遺族基礎年金		8.遺族基礎年金 (1)	8.遺族基礎年金 (2)	5.使い方	4.ケース (2)		
	未支給年金		10.未支給年金	9.独自給付		11.生計維持	12.時効・不服申立て	
	寡婦年金 死亡一時金							
逐条解説テキスト（参考書）								

適用免除

加入喪失  
各種変更

免除  
納付猶予

老齢基礎年金

障害基礎年金

遺族基礎年金

未支給年金

寡婦年金  
死亡一時金

給付

# 2 基礎編（制度編）

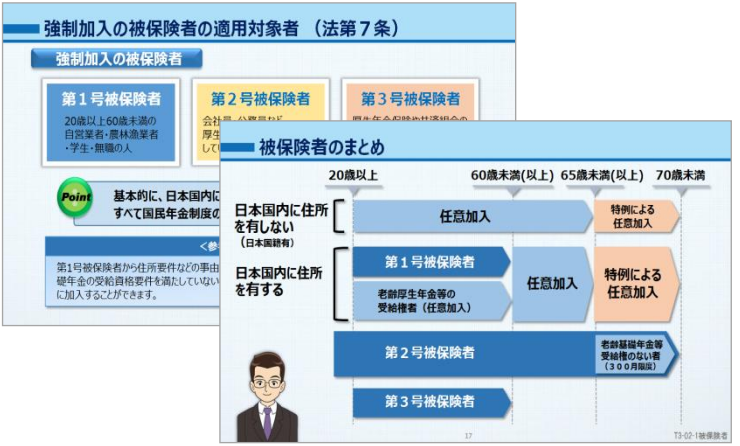
国民年金の基本的な制度知識を学び、窓口業務に行かすための研修。

No	テーマ	研修の概要	研修時間
1	国民年金ダイジェスト(1)	社会保険制度、適用関係	15分+14分
	国民年金ダイジェスト(2)	給付関係	11分+14分+12分
2	被保険者	強制・任意加入被保険者	12分+12分
3	資格取得・喪失	資格取得・喪失の時期	14分
4	被保険者期間・届出	期間計算、種別の変更、届出	14分
5	保険料・免除(1)	保険料の算出・納付方法	12分
	保険料・免除(2)	免除制度、免除と猶予、追納、後納	15分+15分
6	老齢基礎年金(1)	支給要件、合算対象期間	9分+13分
	老齢基礎年金(2)	年金額、振替加算、繰上げ・繰下げ、失権	12分+13分

No	テーマ	研修の概要	研修時間
7	障害基礎年金(1)	支給要件、事後重症、20歳前傷病、基準傷病、併合認定・併合改定	13分+7分+7分+7分+8分
	障害基礎年金(2)	年金額、子の加算額、支給停止、失権	9分+13分
	障害基礎年金(3)	経過措置、特例措置	8分
8	遺族基礎年金(1)	支給要件、遺族の範囲	9分
	遺族基礎年金(2)	年金額、年金額の改定、失権、支給停止	10分+10分+9分
9	独自給付	付加年金、寡婦年金、死亡・脱退一時金	11分+11分
10	未支給	未支給年金	6分
11	生計維持	生計維持	15分
12	時効・不服申立てほか	時効、審査請求、事務の委任	15分

## 講義動画

図表を多用したスライドを作成し、ナレーターによる聴きやすい講義音声と組み合わせて動画を作成する。



## 紙上Live講義

講義画面に展開するスライドと対応する講義ナレーションを見やすくレイアウトし、動画・音声を視聴できない場合であっても研修を紙面で受講できるようにする。

# 3 逐条解説テキスト

国民年金法について、窓口業務に関係の深い条文を中心にその趣旨等を解説し『参考書』として活用できるように作成したテキスト。国民年金法の各条文について逐条解説型の説明を掲載。

第1章 総則	第1条～第6条
第2章 被保険者	第7条～第14条の2
第3章 給付	
第1節 通則	第15条～第25条
第2節 老齢基礎年金	第26条～第29条
第3節 障害基礎年金	第30条～第31条
第4節 遺族基礎年金	第37条～第42条
第5節 第1款 付加年金	第43条～第48条
第5節 第2款 寡婦年金	第49条～第52条
第5節 第3款 死亡一時金	第52条の2～第52条の6
第6節 給付の制限	第69条～第73条
第4章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置	第74条
第5章 積立金の運用	第75条～第80条
第6章 費用	第85条～
第7章 不服申立て	第101条～第101条の2
第8章 雑則	第102条～第110条
第9章 罰則	第111条～第114条

第1章～第6条

◆第1章 総則◆

**第1章 総則**

**<国民年金制度の目的>**

**第1条** 国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそのなされることを国民の共同連帯によって防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

**〔解説〕**

本条は、国民年金制度の目的を示すことによって、憲法第25条（最低生活の保障）の規定を受けたわが国の社会保障の法体系の中における本法の性格を明らかにするとともに、併せて、本法を解釈し、適用する場合における指針を示したものです。国民年金制度は、厚生年金保険等の公的年金と併称に、老齢、障害による所得の減少ないし喪失、あるいは死亡によって国民の経済生活がそのなされることを、国民の共同連帯により防止することを目的とする制度です。

**<国民年金の給付>**

**第2条** 国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

**〔解説〕**

本条は、国民年金の給付の事由となる事故が老齢、障害、死亡であることを、規定したものです。具体的な給付の種類は法第15条に規定されていますが、事故と給付の関係は下記のとおりです。

事故	給付
老齢	老齢基礎年金・付加年金
障害	障害基礎年金
死亡	遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金

2

より、法律によって議員候補者組合会、全国市町村学校教職員共済法（同制度を管掌することができ）、市町村長（特別の政令）等に行わせることができ

ます。ここでは、国民年

国民年金に関する一切の





（別表）で定めるとしてお

法律（平成12年4月施行、

以下「地方分権一括法」という。）により、第3項の規定に基づき政令（令第1条の2）で定める事務は、市町村長が行うこととされています。政令では、次の事務を委任することを規定しています。なお、これらの事務は国民年金法施行令の規定により、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされています。

3

## 業務支援ツールを活用し、基本的なケースについて応対を学ぶ研修

<p>&lt;加入・免除&gt;</p> 	<p>&lt;老 齢&gt;</p> 	<p>&lt;障 害&gt;</p> 	<p>&lt;遺族/死一・寡婦/未支給&gt;</p> 
<p>(使い方) (ケーススタディー)</p> <p>1. 会社を退職したとき 2-1. 保険料の支払いが困難なとき (失業特例) 2-2. 保険料の支払いが困難なとき (遡及免除)</p>	<p>(使い方) (ケーススタディー)</p> <p>3. ターンアラウンド用請求書を持参された場合</p>	<p>(使い方) (ケーススタディー)</p> <p>4-1. 20歳前傷病による障害基礎年金の請求 4-2. 障害認定日による請求</p> <p>(受付・点検事務の手引き)</p>	<p>(使い方) (ケーススタディー)</p> <p>5. 死亡者の遺族が来訪したとき</p>

### 使い方 (講義/紙上Live)

国民年金業務の初任者が基礎編ダイジェストを受講し、基礎的な概念を身につけた後に業務支援ツールの記載内容や使用場面を把握するための研修。



### ケーススタディー (講義/紙上Live)

基本的な窓口業務のケースを通じて業務支援ツールの使い方を学ぶための研修。



# 5 研修受講のイメージ

